

各私立学校設置者 様  
各私立学校・園長 様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立学校耐震化緊急対策事業費補助金交付要綱の改定及び  
令和元年度事業計画書等の提出について（依頼）

このたび、大阪府私立学校耐震化緊急対策事業費補助金交付要綱を改正しましたので、別添のとおりお知らせします。昨年度からの主な変更点は、下記1のとおりです。

本補助金の交付を希望する学校法人等は、別紙実施要領に留意し、耐震化実施計画書を作成の上、関係書類を添えて期限までに提出してください。なお、令和2年度に耐震化事業を計画されている場合における提出書類は、下記3(2)のとおりですので、遺漏のないようお願いします。

また、令和2年度末までに耐震化が完了しない場合、大阪府ホームページに、未耐震化建物をリスト化し、今後の耐震化方針と併せて公表することになります。各学校法人等におかれましては、本補助金を積極的に活用され、私立学校施設の耐震化を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 主な変更の内容

診断・改修・改築工事に係る補助事業を2年間延長する。その上で、以下3つの条件を設ける。

- ・令和元年9月末までに、耐震化実施計画書を提出すること。
- ・令和元年度末までに、耐震診断を完了すること。
- ・令和2年度末までに、改修・改築工事を完了すること。

2 対象事業 (1) 耐震診断、(2) 耐震改修工事、(3) 耐震改築工事

3 提出書類 (1) 【令和元年度に耐震診断・耐震改修工事・耐震改築工事を行う場合】

- ① 耐震化実施計画書
- ② 事業計画書（該当する事業のみ）
- ③ 添付書類

耐震診断の場合

- ・補助対象施設の延べ床面積、階数、建築年月が分かる書類
- ・耐震診断経費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3者以上）

耐震改修工事・耐震改築工事の場合

- ・補助対象施設の延べ床面積、階数、建築年月が分かる書類
- ・工事費、実施設計費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3者以上）
- ・耐震診断報告書等の写し（耐震補強工事前後のIs値が分かる部分のみ）
- ・工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ・その他参考となる資料

※添付書類（各事業に係る見積書の写し、その他参考書類等）は、必ずA4サイズで統一したものを添付してください。

※見積書の写しは、全ページを両面印刷し、製本テープによりまとめて提出してください。（ただし、不採択の業者については、工事等名称と業者の住所、名称、見積金額が分かる部分のみ提出してください。）

※見積書表紙の右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、不採択の業者については「不採択」と黒字で記入し、いずれも、代表者が原本証明してください。

（原本証明の例）

原本のとおり相違ないことを証明します。

学校法人 ○○学園

理事長 ○○ ○○ 印

## (2) 【令和2年度に耐震改修工事・耐震改築工事を行う場合】

### ① 耐震化実施計画書

### ② 添付書類

- ・補助対象施設の延べ床面積、階数、建築年月がわかる書類
- ・耐震診断報告書等の写し（耐震補強工事前後のIs値がわかる部分のみ）（耐震診断済みの場合）
- ・工事予定建物の計画図面（様式自由）（実施設計済みの場合）
- ・その他参考となる資料

※添付書類（耐震診断報告書の写し、その他参考書類等）は必ずA4サイズで統一したものを添付してください。

※令和2年度に耐震改修工事または耐震改築工事にかかる補助金の交付を受けるためには、耐震化実施計画書及び添付書類を提出する必要があります。下記期限までに提出されない場合は、補助金を受けることができませんのでご注意ください。

## 4 提出期限 令和元年9月30日（月）

※入札等の時期により期限までに提出できない場合及び令和2年1月以降に着手する場合は、期限までにご相談ください。

## 5 提出先 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階 Mail: [shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)

## 6 提出方法 持参による（なお、上記3(1)②については電子メールでも提出ください。） ※書類を持参する日（時刻）は、事前に下記担当者と調整してください。

## 7 留意事項 (1)この補助金は、令和2年度末までに耐震改修・改築工事が完了することを要件に、令和元年9月末までに耐震化実施計画書を提出した法人等に交付するものです。 (2)事業計画書等の作成にあたっては、建物ごとに別葉で作成し、複数校を設置する学校法人の場合は、法人で取りまとめて提出してください。 また、提出後に、事業計画書等の内容等に変更が生じる場合は、速やかに連絡してください。

(3)交付内定前に事業着手する場合には、事前着手承認申請書を提出し、大阪府からの

承認を得ることが必要となりますので、該当する法人は、下記担当者と調整のうえ、必ず提出してください。

- (4) 補助事業の実施にあたっては、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）及び大阪府私立学校耐震化緊急対策事業費補助金交付要綱の交付条件等を遵守してください。

[例] 入札又は三者以上からの見積書の徴取、契約書の作成など

- (5) 各学校法人等からの計画額の合計が予算額を超えた場合は、予算額の範囲内となるよう補助金額を圧縮することがあります。
- (6) 大阪府では、私立学校施設の耐震化の状況と今後の取組み予定について、学校別に公表しています。各学校法人等におかれましては、本補助金を積極的に活用され、私立学校施設の耐震化を進めていただきますようお願いいたします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ（「各学校への通知及びお知らせ等について（事務連絡用）」内「申請書等様式」）に掲載しています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

大阪府教育庁 私学課			
小中高振興グループ 石橋	(06-6941-0351	内 4857)	
幼稚園振興グループ 角下	( //	内 4859)	
総務・専各振興グループ 川脇	( //	内 4854)	